

当院では療養担当規則に則り、以下の内容をホームページに掲載いたします。

*厚生労働省が定める疾病の検査・治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

1) 特掲診療料の施設基準

【コンタクトレンズ検査料 1】

コンタクトレンズ装用の診療（眼科学的検査）に係る費用は次の通りです。

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ【コンタクトレンズ検査料 1】

当院は、厚生労働省が定める施設基準に適合している旨、厚生局長に届け出を行っています。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291 点	コンタクトレンズ検査料 1
再診料	75 点	200 点

1. 初診料および再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は 291 点、
当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定致します。

2. コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

診療医師名 水落 誠

眼科診療経験 24 年

- ・コンタクトレンズ装用のための受診であっても、診療内容により異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は「再診料」を算定いたします。

2) 基本診療料の施設基準

【明細書発行体制等加算】

当院では、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書発行を希望されない方は、その旨お申し出ください。

【医療 DX 推進体制整備加算について】

当院では、医療 DX を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ①オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。
- ②マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ③電子処方箋の導入を検討しています。

・一般名処方について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給に向けた取り組みに協力しており、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っています。

これにより有効成分の同じお薬が複数あれば、特定のお薬の供給が不足した場合でも他のお薬で対応、提供しやすくなります。

後発医薬品の採用に当たっては、有効かつ安全な製品を採用していますが、ご不明な点があればご相談ください。